

会 議 録

1 会議の名称

みんなで創る自治基本条例市民会議 第13回代表者会

2 開催日時

平成19年6月7日（木）午後6時28分～午後8時40分

3 開催場所

上越市役所 第1庁舎 401会議室

4 出席した者（傍聴人を除く）の氏名（敬称略）

・委員（代表者）：12人中8人出席

平野通子、増田和昭、君波豊、田村安男、今井不二子、小田武彦、
横倉進、横山文男

・事務局

池田自治推進室長、米山主任、青山主任、
笹川法務室長

5 議題（公開・非公開の別）

(1) 個別項目の検討（公開）

6 傍聴人の数

なし

7 内容

(1) 個別項目の検討

（事務局：池田自治推進室長）

- ・ 先日部長も申し上げたとおり、自治基本条例は、自治体の憲法とも言うべきもので、新しい自治の仕組みを作ろうということで、みなさんと一緒に取り組んでいる。
- ・ 欠席の方もいるが、そうした気概を持って本日も取り組んでいただきたいと考えている。

資料3 「自治基本条例」に係る個別項目の検討…第12回代表者会（H19.5.28）配布

資料

「5－3 市長等／市長以外の執行機関の権限」

説明

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 本日は前回の続きで、資料3の「5－3 市長等/市長以外の執行機関の権限」から始めさせていただく。最初に私から、資料の説明をし、随所で区切って皆さんのご意見をいただきたい。資料中のたたき台は、【第12回代表者会提示】と表示されているが、全て「第13回」に読み替えていただきたい。
- ・ 前回の会議で、市長以外の執行機関の捉え方について、補助機関との整理も含めて議論があったが、これは教育委員会等を想定しているものである。
- ・ 市長以外の執行機関は、地方自治法上は、執行機関の多元主義ということで権限を分散し、公正・妥当な執行を確保するために設けられているものであり、これについても権限・責務を規定すべきであるとの考えに基づき、個別項目を設けさせてもらった。
- ・ たたき台で、「地方自治法その他の法令に規定」という表現をとったのは、教育委員会等は、地方自治法以外の法令に基づく権限も行使しているからである。

意見交換

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 前回議論した市長の権限・責務の内容も踏まえてご意見をいただきたい。

(一同)

- ・ 現状では、概ねたたき台のとおりでよいと考える。

「5－4 市長等／市長以外の執行機関の責務」

説明

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 市長以外の執行機関の権限の対になるものとして、この項目を設けてある。

意見交換

(1班：増田委員)

- ・ 市長以外の執行機関についても「説明責任」について規定する必要がある。「説明責任」はいかなる市の機関であっても果たすべきであると考え。
- ・ 次に「信託」の問題だが、市長以外の執行機関は、地方自治法に基づき置かれて

いるものであり、市長とは違ったものに見える。

- ・ 地方自治法によって置かれているものであるため、委員は選挙で選ばれるわけではなく、市民の意識からは、どういう関わりを持ったらよいのかイメージがつきにくい。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 考え方としては、直接選挙という意味で「信託」を受けているのは、市長及び議員であり、その「信託」を受けた市長が委員を選出し、議会が同意なり承認をしているということを考えれば、「間接的な信託」を受けているという考え方もできる。
- ・ 前回、「信託」の考え方について整理がついていないということを申し上げたが、「信託」を「市という団体」に対して行っているという視点に立てば、職員であれ、市長以外の執行機関であれ、その「信託」に基づいているという考え方はできる。
- ・ 「信託」について規定することで、職務に対する責務を明確にできるという考え方もできる。
- ・ ただし、現行の条文案では、いろいろな項目で「信託」という言葉が出てくるが、これでよいのかどうか疑問である。例えば、前文や理念の部分に「信託」について明確に規定されていれば、他の部分で重ねて規定する必要もないのではないか。

(3 班：小田委員)

- ・ 笹川室長がいうことは、もっともだと考える。「市という団体」に対する「信託」と考えないと、法令にはないかと思うが、古い言葉で「公僕精神」というものがあり、これを忘れがちになるのではないかと懸念する。是非とも「職員の責務」の中で謳って欲しい。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 他にも「横の連携」について論点として挙げているが、何かご意見はないか。

(3 班：小田委員)

- ・ 横の連携は、職員が一番意識すべき点である。最近では、横の連携を意識しているようであるが、民間企業と比べるとまだ十分ではないと感じる。何かよい表現があれば是非とも盛込むべきと考える。

(1 班：増田委員)

- ・ 縦割り行政が弊害となっているが、横の連携を具体的にどのようなとったら良い

のかという事も明らかになっていないため、難しい問題といえるのではないか。

- ・ 横の連携が必要なことは誰もが認めているので、理念としては盛り込む必要があると考える。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 権限の分散化は、恣意的な権限行使を防ぐ目的で行われるものであるが、(部署ごとに所掌する法律が決められているため) 決定権はないかもしれないが、情報の共有という意味からも横の連携は、当然に必要と考えるので、条文に書き込んでもよいと考える。
- ・ 謳う項目については、それぞれの責務等にするか、「市政運営」の中とするか検討する必要があると考える。

(3 班：小田委員)

- ・ 書き込む場所は、これから検討していけばよいので、こうした議論があったことを後で思い起こして、忘れずに条文に書き込むようにしなければならない。

(1 班：増田委員)

- ・ 行政に、縦割りの役割分担が必要であることは当然に理解できるし、民間企業にも同様なことはいえる。
- ・ 全てにおいて、横の連携をとるというのは不可能である。「気持ち的には全体を見ながら進める」という精神的なものを、どこかに書き込めばよいと考える。

(3 班：小田委員)

- ・ 精神的なものでよいと考える。現在、策定中の市の総合計画でもそのあたりが問題となっており、「部・課単位にではなく、あくまで分野別に計画を立て、これに基づいて個々の担当課に業務が降りる」という状態を目指している。
- ・ 担当課は、その大きな分野のどの部分の仕事を担っているのかを理解しながら、仕事を進めなければならないということである。

(2 班：君波委員)

- ・ その通りである。目標の達成は、一課の力だけでは無理なケースも多々あり、他課の力を借りなければならないこともあると思う。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 「横の連携」や先ほどの「公僕精神」は、まさに基本原則あるいは、理念にあたるものであり、必要だと考える。項目はここではなく、「市政運営」の部分かもしれないが、書き込むようにしたい。

(一同)

- ・ 了解

「5-5 市長等／職員の責務」

説明

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 職員は、市長の補助機関であるが、実際に実務にあたる職員の責務も明らかにしておく必要があるのではないかとこの考え方からこの項目を設けた。
- ・ 一つ目の○は、4 ページにあるとおり、上越市には職員倫理規定があり、その中には、職員が遵守しなければならない基本的原則といったものも規定され、「全体の奉仕者としての自覚」等も定められているが、それを踏まえてたたき台として整理したものである。
- ・ 二つ目の○は、事務を適正に執行していくためには、それに必要な能力も求められるため、自己研鑽に係る努力義務を規定した。
- ・ 論点の一つとして「市民の信託」を挙げさせてもらったが、「市長の補助機関である職員に、信託の関係がどこまで及ぶのか」ということを整理しておく必要があり、「それを具体的に表現するとどうなるのか」ということについてもご議論いただきたい。
- ・ また、庁内検討委員会では補助機関である「職員の責務」が、「市長等」と同列というのはどうかという意見があった。他市の例も様々だが、資料にもあるとおり、三鷹市のように、「職員及び組織」という「市政運営」に必要なものとして位置付けられている例もある。これらについて、職員の側で勝手に決めるというのではなく、皆さんの意見を聴き、整理していきたいと考えている。

意見交換

(3 班：小田委員)

- ・ 職員が職務を執行する上での心構えとしては、たたき台の一つ目の○の「公正かつ誠実」というものだけでは、不十分であるとする。先ほど 5-4 の議論の中でも述べたとおり、「公僕精神」についても盛り込む必要がある。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 職員の部分については、たたき台を作った段階では、地方自治法なり、地方公務員法なりで、「公僕」について謳っているため、あえてそこは盛込まなかった。
- ・ あえてこれを盛込むのであれば、「公僕精神」の考え方は、補助機関としての職員だけのものではなく、特別職としての職員にもあてはまるため、市長、議員、市長以外の執行機関全てに関係する。
- ・ 先ほど「5－4 市長以外の執行機関の責務」の中で議論した「信託」と同様に、個別に規定するか、理念などにまとめて「公共の福祉のために働く」ことを規定すればよい。

(3 班：小田委員)

- ・ それでは、「公僕精神」については、「市長等」の章にまとめて規定すればよいという理解でよいのか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 「市長等」の言葉の定義には、補助機関の「職員」は含まれないので、もう一度整理しなければならない。現案で考えた場合は、章の名称が間違っているということになる。
- ・ 当初、章立てを考えた際に、「職員の責務」は「市政運営」の章で謳うべきと考えていたのでこうなった。皆さんの意見により、「職員の責務」も「市長等」の章に入れるということになれば、章の名称を変更する必要があるので、「職員の責務」をこの章に謳うかどうかを最初に議論する必要がある。

(3 班：小田委員)

- ・ 「職員の責務」をどこの章で謳うかは別の話として、「公僕精神」について謳う必要がある。「職員」だけに謳うのが不適切であれば、全体を包括する規定の仕方を考えなければならない。
- ・ 「法律に書いてあるから、憲法に書いてあるから」という問題ではなく、「公僕精神」は公務員にもっとも要求される要素と考える。これさえあれば、不正などは起こらなくなる。

(2 班：田村委員)

- ・ 自治基本条例は、自治体の憲法といえるものであり、「地方自治法など」に書いてあるから」ということではなく、「公僕精神」についても条例に盛り込めばよい。
- ・ 補助機関である「職員」が「市長等」の章に規定されることについては、違和感がある。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 「公僕精神」ということについて盛込むのは賛成であるが、市民に対しても「公僕」の正しい考え方を理解してもらう必要がある。
- ・ 「公僕」とは、「公共の福祉のために働く」ことであるが、これが必ずしも正しく理解されているとはいえないので、条例にキチンと規定することも必要だと考える。

(3 班：小田委員)

- ・ 市民も正しい理解をしなければならないというのは当然であり、意見に賛成である。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ また、「公僕精神」について盛込む場合は、「職員」だけに限定するのではなく、市政運営に関わる主体全般に共通する精神として盛込むべきと考える。

(事務局：池田室長)

- ・ 全般に共通する精神として規定した場合、その書き込む場所が問題とならないか。「信託」の関係は、前文にそのようなニュアンスがなく、基本理念の部分では説明が弱いので、一つ一つの該当項目に書き込んでいるというのが現状である。
- ・ 違う場所にキチンと整理されれば、一つ一つに規定する必要はないと考える。
- ・ 「公僕精神」については、例えば、職員の部分では「全体の奉仕者」という表現を取り、他のところでは、「職責が市民の負託に基づくことを自覚し」という表現をとるなど工夫している事例もある。
- ・ このように該当項目の表現を工夫することも一つの方法であるが、笹川室長の案のように市政に携わる人全般を包括して規定するという方法もある。その場合は、書き込む場所が難しい。
- ・ 市長と議会については、「公僕精神」を信託関係の記述でクリアできると考えるが、市長以外の執行機関と職員については、そこまで明確に市民との関係性を明らかにできないとすれば、個別の項目に書き込んでいくのも方法ではないか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 全般を包括して規定する場合は、「市政運営」に盛込むのがよいのではないか。
- ・ 最初の基本理念等の項目については、市政に携わる人だけでなく、市民も含めた全体に関わる部分であり、そこに市政の運営に携わる人のみに関わる規定が入ってくるのはおかしい。

- ・ このように考えると「市政運営」の中で、市政の運営に携わる人達が、信託に応える形で、「公共の福祉のため」ということを精神として持たなければならないということを規定するイメージではないか。
- ・ これは、全体の構成を考えての意見というわけではないので、最終的な構成ができた段階で見直し等は必要と考える。

(2 班：田村委員)

- ・ 三鷹市のように「職員の責務」を「市政運営」に入れている自治体もあるので、その構成で不都合があるのかどうかを考えれば答えが出るのではないか。

(2 班：君波委員)

- ・ 平塚市や名張市では、「市長等」の章に位置付けられており、その方がよいと感じる。職員も市長から、ある程度権限を委譲されて業務にあたっているのだから、市長等と並列に位置付けても問題ないのではないか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 前回の庁内検討委員会では、職員はあくまで任命権者の命令で働くものであり、「市長等」の章に規定するのはおかしいのではないかという意見もあった。

(3 班：小田委員)

- ・ 市民の立場でいえば、実際に顔を合わせて話をする相手は職員であり、市長に会って話をするという機会はほとんどない。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 皆様のご意見が、「市長等」の章がふさわしいということでまとまっているのであれば、2 者択一の問題であり、それでよいと考える。
- ・ ただし、執行機関には説明責任があるが、職員についてはどうなるのかという疑問が生じる。
- ・ 個々の職員が説明責任を負うのではなく、機関の一員として責任を負うことで整理してよいか。

(一同)

- ・ 了解

(事務局：池田室長)

- ・ 審議中大変申し訳ないが、緊急の業務が入ったため、一時退席させていただく。

「6－2 市政運営／情報共有及び説明責任」

説明

(事務局：米山主任)

- ・ 「6－1 市政運営／基本原則」については、先ほどのようなご議論なども踏まえ、事務局でまだ検討していく必要があるため、今回は、まだ検討中とさせていただいている。
- ・ 「6－2 市政運営／情報共有及び説明責任」は、市民会議の中で「情報共有」、「情報提供」、「市の責務（説明責任に係る部分）」としてご議論いただいたものを、一つにまとめたものである。
- ・ 先日の庁内検討委員会では、たたき台の二つ目の○中の「分かりやすく」という部分の尺度が不明確という指摘があった。

意見交換

(1 班：増田委員)

- ・ 「提供」と「公開」の違いは、一般の市民には分かりづらいため、解説で違いを明らかにした方がよいと考える。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ ご提案について、検討させていただく。
- ・ 情報共有及び説明責任については、他にご意見はないか。なければ、先に進ませていただく。

(一同)

- ・ 了解

「6－3 市政運営／情報公開」

説明

(事務局：米山主任)

- ・ たたき台の一つ目の○では「市民の求めに応じ」としたが、「情報公開」は、何もかも、ただ公開すればよいという性質のものではないため、このような表現とさせていただいた。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ たたき台の一つ目の○では、「目的」を言い表しているが、これは現行の「上越市情報公開条例」の第1条（目的）を整理した内容となっている。
- ・ 米山からも「市民の求めに応じ」という表現をとった理由について若干の説明はあったが、求めによらず、何でも情報公開するのは、「情報提供」であり、項目6－2の問題となってしまう。
- ・ 「市民の求め」があれば、原則公開するのが義務であり、「求めに応じる」という意味である。ここで「原則」としているのは、個人情報等の非公開となる情報があるためである。

意見交換

（3班：小田委員）

- ・ 情報公開の対象には、いわゆる3セクのように最終的に市が責任を取らなければならない出資企業は、組織は別でも含まれるのか。
- ・ 「市」との関連性を考慮し、大きな視点で見れば、3セクの経営も市の経営に含まれるのではないか。倒産すれば、負債を処理する責任も発生する。
- ・ このような総合的な観点から、3セク等の情報というのはどうなるのか。

（事務局：笹川法務室長）

- ・ 原則をいえば、3セクは商法法人であり、別組織であることから、情報公開条例に基づく情報公開の対象には含まれない。
- ・ ただし、株主である以上、株主として持っている情報は「市の情報」であり、情報公開の対象となる。
- ・ 経営上の情報で、市長が社長になっている場合を除き、別の経営者がいて株主でも知りえない情報がある場合は、そこまでを情報公開の対象とすることはできないのが原則である。
- ・ しかし、取締役会や株主総会の記録等は、株主として請求することで、商法や会社法に基づき得られる部分もあり、そこで得た情報は、「市の情報」として情報公開の対象となる。

（2班：田村委員）

- ・ そうであるならば、たたき台には「行政が保有する情報」という文言があり、非常に分かりやすく、よい表現だと考える。

（3班：小田委員）

- ・ そのあたりにについても解説に書かれていれば、理解できると思う。

(1 班：増田委員)

- ・ 出資者である市に対して、市民が株主としての権利行使を求めればよいと考える。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 情報公開については、他にご意見はないか。なければ、先に進ませていただく。

(一同)

- ・ 了解

「6－4 市政運営／個人情報保護」

説明

(事務局：米山主任)

- ・ 市民会議の中では、情報公開の対となるものとして、ご議論いただいた項目である。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ たたき台の一つ目の○では、「目的」を言い表しているが、これは現行の「上越市個人情報保護条例」の第1条（目的）を整理した内容となっている。

意見交換

(2 班：田村委員)

- ・ 「情報公開」や「個人情報保護」の項目は、既存の条例を受けているので、この辺りはあまり議論の余地がないのではないか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 情報公開や個人情報保護は、個別に条例を制定しているが、自治基本条例に合わせて改正すればよいので、その辺りはこだわらずにご意見いただきたい。

(1 班：増田委員)

- ・ 「個人情報保護」の部分で、少し気になる点がある。市の保有する個人情報は、他の機関や個人といった外部に対して保護されるという規定であるが、市の機関内部で個人情報を共有化できることとなった場合、特定の市民の情報がブラックリスト化されるのではないかと危惧する。このあたりに何らかの方法で歯止めをかける必要があるのではないか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 市の機関内部で個人情報を共有する（目的外使用）には、本人の同意か、上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会に諮り、使用目的等を明らかにして承認を得る必要があり、現状では、簡単には情報を共有できないというのが実情である。
- ・ これは、個人情報保護の観点からはよい面といえるが、複数の課で、同一の個人に対して同じ内容の個人情報の提出を重ねて求めなければならなくなるという悪い面もある。

「6－5 市政運営／パブリックコメント」

説明

(事務局：米山主任)

- ・ ここは、市民会議ではご議論いただいていたが、事務局の方で必要と考え付け加えさせていただいた項目である。

意見交換

(事務局：笹川法務室長)

- ・ この6－5の項目で一番ご議論いただきたいのは、論点等には挙げられていないが、条例化したほうがよいのではないかという点についてである。
- ・ 条例化する場合は、「別に条例で定める」と規定することとなる。
- ・ 条例化の方法としては、単独の条例を作るというのも一つの方法であるが、国の場合などは、行政手続法の中の一つの制度として規定しており、これを見習い上越市行政手続条例の中に、一項目として規定するという方法もある。
- ・ パブリックコメントも行政手続の一つと考えた場合は、この条例でも後に「行政手続」の項目があるので、そちらとまとめて整理するということも考えられる。

(3 班：小田委員)

- ・ パブリックコメントの二つ目の論点として、「市議会の審議対象であるものを含めるかどうか。」とあるが、これは現在のパブリックコメントの制度の中には含まれているのか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 現在のパブリックコメント制度の中には、含まれている。

(3 班：小田委員)

- ・ 予算として上がってくるものは全て議会の審議対象ということであると、ほとんどが議会の審議対象ということにならないか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 現在のパブリックコメント制度は、基本的な計画・指針を立てる前に行われるものであり、例えば、総合計画の実施計画のようなものは、議会の審議対象とはならず、パブリックコメントの対象となる。

(3 班：小田委員)

- ・ 例えば、何か施設を建設する場合、予算の審議で議会に諮った場合は、パブリックコメントの対象外となってしまうという考え方では困るのではないか。

(2 班：田村委員)

- ・ それは違うのでないか。予算についての議会の権限を侵すことはできないが、施設の利用方法などについて、市民の意向に沿うものかどうかをパブリックコメントにかけることはできると考える。

(3 班：小田委員)

- ・ 私がいいたかったのは、そのことである。市議会の審議対象となっているものをパブリックコメントの対象として制約するのであれば、その制約する方法については、よほど慎重に検討しなければならないのではないかということである。
- ・ そうでなければ、ほとんどが市議会の審議対象であり、パブリックコメントの対象から除外されてしまうことになる。

(2 班：田村委員)

- ・ 条例に規定するとパブリックコメントの対象が固定化され、柔軟性を失うので、現行のまま要綱としておくほうがよいように思われる。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ パブリックコメントの対象については、規定の仕方次第であり、それは大きな問題ではないが、要綱で規定しているということは、極論すれば、市長が替わればすぐにでも廃止できる制度であることを意味している。これについては、いろいろな議論があると思う。
- ・ 国は、国会の議決事項は、国民の代表が審議するのだから、国会に提案すること自体がパブリックコメントであるという考え方である。

(3 班：小田委員)

- ・ 説明は理解できるが、国政と市政とは別のものであると考える。市政は市民の生活に密接に関わるものであり、やはりパブリックコメント制度は有意義だと感じる。
- ・ むしろ気になるのは、たたき台の二つ目の○に「市民の意見を尊重し」とあるが、「尊重」という言葉が市にとって制約となり、本来とるべきでない意見についても取り入れなければならなくなることを懸念する。
- ・ また、一方で、パブリックコメントを市が恣意的に行えるということも、好ましくないと考える。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ パブリックコメントでは、当然、意見が割れることもあり、「従う」という表現はできない。最終的には、提案先の各執行機関が自己の責任で決定することになるので、「尊重」という表現をとっているのである。
- ・ 市の恣意性を排除するために、条例化するという考え方もあるが、あらゆる事案についてパブリックコメントが必要ということになると、手続が増え、時間がかかることになるため、対象はある程度絞らなければならない。どの程度で線引きするかということを検討する必要がある。
- ・ 現行では、例えば施設の建設については、建設の可否はパブリックコメントの対象とするが、具体的な運営については、条例に規定されるため、対象としていない。そのような線引きをしなければ、パブリックコメントの対象となる事案が多過ぎて、市民も対応しきれなくなってしまうのではないか。

(2 班：君波委員)

- ・ パブリックコメントの要否は、施設によって異なるのか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 現行の要綱では、全市的な施設にはパブリックコメントが必要であり、地域内の施設は不要ということになっている。

(1 班：増田委員)

- ・ パブリックコメントは、間接民主制の限界を補う制度であると考えるが、例えば市長が替わり、市議会で審議すれば十分であるという国と同じ理論を展開されては、市民は対抗できない。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ それでは、パブリックコメントは「別に条例に定める」とすべきかどうかについて

て、皆様のご意見を伺いたい。

(1 班：増田委員)

- ・ 「条例」とすることに賛成である。条例にして、パブリックコメントの対象をある程度絞り込むように規定すればよいと考える。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ パブリックコメントについても他の「情報公開」などと同様に「別に条例で定める」と規定することでよいのか。

(一同)

- ・ 了解

「6－6 市政運営／苦情処理等（オンブズパーソン含）」

説明

(事務局：米山主任)

- ・ こども市民会議ではご議論いただいていたが、事務局の方で必要と考え付け加えさせていただいた項目である。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ たたき台の一つ目の○では、「目的」を言い表しているが、これは現行の「上越市オンブズパーソン条例」の第1条（目的）を整理した内容となっている。

意見交換

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 庁内検討委員会で、この項目の名称が「苦情処理等（オンブズパーソン含）」となっていることについて、「苦情」という言葉が後ろ向きの表現であるため、「要望等」を処理するのだという観点の規定としてはどうかという意見があったが、どう考えるか。
- ・ 苦情と要望とでは表現が異なるので、「要望等があった場合は、適切に対応しなければならない」というような表現に変えればよいと考える。

(3 班：小田委員)

- ・ ここで、「要望」としてしまった場合、「どぶ板」的なものも要望であり、問題が生じないか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 「適切な措置を講じる」等とすると、要望には全て応えなければならなくなるが、要望には応えるだけでなく、断ることもまた行政の仕事である。
- ・ このあたりについては、「公共の福祉の観点から」等の表現により、一つのストッパーとすることも考えられる。

(1 班：増田委員)

- ・ オンブズパーソンという項目を考えれば、不都合なことに対する意見ということにした方がよいのではないかと。要望については、「どぶ板」的なものから市政の政策提言までである。政策提言をどこで受けるかというのに明確なものはないが、苦情についてはここではっきりいっているのだから、これはこれでよいように思われる。
- ・ 政策提言を「こういうイメージの所で受ける」というものができれば、両方向の受け口ができてよいのではないかと。
- ・ オンブズパーソンで、「どぶ板」的な要望まで受けるということになると意味合いが変わってしまう。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ たたき台の二つ目の○の部分はそのままにし、オンブズパーソンについての規定とするつもりである。
- ・ たたき台の一つ目の○の部分を苦情中心の書き方ではなく、要望等に対する書き方に変更してはどうかということであり、見出しを例えば「要望と苦情処理」などとするという考え方である。

(3 班：小田委員)

- ・ 「要望」と「苦情」は本質的に異なり、「要望」に「苦情」は含まれない。
- ・ 「政策提言」や「要望」といった前向きなものを集めて別に規定すればよいのではないかと。

(1 班：増田委員)

- ・ 事務局の考えていることは分かるが、「苦情」と「要望」のルートを別にした方が分かりやすいのではないかと。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 皆様のご意見は、「どぶ板」的なものは除き、政策提言的なものは別に規定した方がよいということか。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 長時間にわたり離席して大変申し訳ない。再び議論に加わらせていただく。
- ・ 政策提言については、後の部分になるが、「市民参画」の権利を保障する部分で対応できるのではないかと考える。
- ・ 小田委員のご意見にもあるとおり、どこまでの「要望」を吸い上げたらよいか、それをどのようにシステム的に処理したらよいかということは、我々にとっても課題である。
- ・ 庁内検討委員会で、「苦情処理」を後ろ向きなイメージと捉えたことから出された意見だが、見方を変えれば、「苦情処理」は市民の権利保護といった面を意識して項目立てしたものであり、皆さんの意見が分けて規定することでまとまっているのなら、「要望」については、別に項目立てするか、他の項目に含むかは別として、「苦情」とは分けた形でカバーするよう検討したい。

(1 班：増田委員)

- ・ たたき台の二つ目の○に、「苦情を簡易かつ迅速に処理する」とあるが、ここでいう「簡易」とはどのような意味か。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 処理する手順として「スピーディ」という意味と、「適切に複雑な手順にならないように」という意味である。

(1 班：増田委員)

- ・ そうであれば「苦情を適切かつ迅速に処理する」等にした方がよいのではないか。
- ・ たたき台の○の一つ目も、苦情等があった場合は、全て「措置を講じる」という風にもとれるが、「措置を講じる」のは改善を要する事項のみであり、そのあたりの表現を工夫した方がよいのではないか。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 検討する。
- ・ 他に「6－6 苦情処理等（オンブズパーソン含）」について、ご意見はいかがか。なければ、残り時間も少なくなってきたので先に進ませていただくがよいか。

(一同)

- ・ 了解

「6－7 市政運営／自治体経営」

説明

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 「6－7 自治体経営」については、市政運営の全体の構成が固まっていないので、とりあえずここにおいてあるが、整理番号6－2から6－6のところまでは、市民の権利保護についてであり、これを市政運営の中でどのように捉えていくのかという整理である。6－7以降は、実際に主体的にどのように考えていくのかという項目を挙げたという区分けである。ただし、これについては、今後、項目を入れ替えたり、統合することも必要であると考ええる。
- ・ 「自治体経営」は、自治体を運営していく上での考え方ではなく、市政運営全体に対する考え方であるという見方をすれば、「基本原則」の部分の整理ということになるかもしれないが、とりあえず、現状はこのままとして検討したい。

意見交換

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 「6－7 自治体経営」については、「市政運営」の基本原則や全体構成が明らかにしないと、議論しにくいかもしれないが、現状はこのような整理でよいか。

(一同)

- ・ 了解

「6－8 市政運営／総合計画」

説明

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 市政運営を考えていく上では、自治体経営の考え方を具体的にする総合計画をキチンと策定しなければならないということで、この項目を設けている。
- ・ 技術的な話になるが、地方自治法において、市は計画的かつ総合的な行政運営を図るために、「基本構想」を議会の議決を経て定めるということが規定されている。「基本構想」とは、大まかな市政運営の方針を整理したものであり、例えば、市政運営を行う上での基本理念、将来都市像、それに基づく具体的な政策の方向性を定めるものである。

- ・それをブレイクダウンしたものが、「基本計画」あるいは「実施計画」であり、上越市ではこれを一体化するような形を考えているが、「基本構想」で定めた基本方向を具体的にどのような計画とするかを取りまとめたものが、「基本計画」となる。
- ・地方自治法では、議決の対象が「基本構想」だけとなっているが、「基本計画」のところまで議決の縛りを受ける形にするかどうかということが、ここでの一つの検討課題となる。
- ・現行のたたき台は、基本的な部分を定めたものとなっているが、もう少し踏み込んだところまで規定するならば、計画の進行管理、そのプロセスの公開、総合計画に基づく各分野の個別計画との連動性・整合性を確保していくことや、不断の見直しとチェック機能についてといったこともあるが、実際の条文にはどこまで盛り込むべきかということをご検討いただきたい。

意見交換

(事務局：笹川法務室長)

- ・計画の進行管理などについては、たたき台を作った段階では、「情報提供」、「情報公開」の中で、「過程」についても公開することになっているので、敢えてここで繰り返す必要はないのではないかという考え方に立っている。

(3班：小田委員)

- ・「総合計画」の議決については、条例の中では「計画的な市政運営をしなければならない」と謳うのみで、全く触れないということではよいのか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ここでの議論は、議決を経た方がよいという場合は、例えば「前項の計画を策定し、変更する場合は、議会の議決を受けなければならない」といった条文を追加するということである。
- ・現行、「基本計画」は、パブリックコメントの対象となっているが、市長がそこでの意見を聴いて終わりとするか、そこでもう一段手順を踏んで、議会の議決を経る必要があるとするかということである。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・「総合計画」が、市の最上位の計画であるという立場に立った場合、どこまで議決で縛るかということが論点である。

- ・ 「基本構想」は、「自治基本条例」と同様に、市の自治体経営の基本的な事項を定めたものであるから、議決を経る必要があると考えられるが、それを具体的な施策の形にしていくのは、単年度予算で行うものであり、そこまでは議決の対象とする必要はないという考え方も一方ではある。
- ・ 市議会から、「基本計画」についてまで議決の範囲を広げたいというご要望があった場合は、どうするかという考え方も整理する必要がある。

(3 班：小田委員)

- ・ 市議会は、条例に規定しなくても議決範囲を自由に決めることができるのではないかな。そうであるならば、「自治基本条例」に規定することで、必ず議決しなければならないということになってしまう。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 地方自治法第 96 条の中で、議決事項を追加する場合は、条例で定めなければならない旨が規定されており、勝手に議決事項を決めることはできなくなっている。したがって、「総合計画」を議決事項とするには、「自治基本条例」に限らないが、いずれかの条例にそのことを規定しなければならない。

(3 班：小田委員)

- ・ 市としては、「基本計画」まで議決事項とすることが好ましいと考えているのか。また、現行は、「総合計画」の一階部分だけを議決事項としているというイメージになるのか。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 「基本計画」を議決事項とすることで、長期計画の性質上、社会情勢、財政状況等で計画変更を余儀なくされることも想定されるが、その場合、議決対象となっていることがよいのかどうか疑問である。
- ・ 市議会の考え方もあるが、事務方としては、負担に対して大きな効果が期待できないことから、好ましいこととは考えていない。

(3 班：小田委員)

- ・ 一番問題となるのは、計画との整合性の部分と考えるが、例えば、計画と整合性がとれない予算（案）が上がってきた場合は、それを理由に否決できるということになるのか。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ そのとおりである。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 実施計画については、議会の議決を経ていないので、予算審議の際にそれを逆にフィードバックしなければならないが、これが議決を経たものだとするとそうはならないという議論になる。

(1 班：増田委員)

- ・ 理想論からいえば、議決事項とするべきと思うが、あまり現実的とはいえないと思う。

(2 班：田村委員)

- ・ 総合計画は、永久的なものではなく、最低 10 年間の計画であり、これを 3 年ごとにローリングしていくのだから、議決事項とする必要はないと考える。

(1 班：増田委員)

- ・ 説明責任ということを考えると、やはり、変更があった場合は議会の議決を行うというのが理想である。これに対して、市民に意見を求めれば、皆「必要」と答えるだろう。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ ご意見のとおりと考える。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 他市の事例を見ると、やはり「基本計画」、「実施計画」も議決事項にしようという動きも少しずつ現れ始めている。
- ・ ただ、基本的な市の方向性については、「基本構想」の議決を経て、市民の皆さんにも認知されていく中で、この「基本構想」に基づいた計画の具体的事業については、予算審議の中で議論する機会は設けられているので、「基本計画」までは議決の必要はないという考え方もある。

(1 班：増田委員)

- ・ 現実論が効率的であり、理想論は「負担は増加するが、あまり効果は期待できない」という説明をすれば、大方の市民の理解は得られると考える。

(3 班：小田委員)

- ・ 池田室長の意見のとおりと考える。計画に連動するのは予算であり、予算審議で議会の役割は果たせるものと考えている。
- ・ 計画と不整合が生じた場合に、それをいちいち変更するための議決を行うということでは、手続きが煩雑になりすぎると考える。それよりは、総合計画を計画的

に見直す方がはるかに有意義である。

(1 班：増田委員)

- ・ 実効性が担保できるのであれば、形式にはこだわらなくてよいと考える。

(3 班：小田委員)

- ・ 質問だが、パブリックコメントは、「基本計画」まで対象になっているのか。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ なっている。

(3 班：小田委員)

- ・ それであれば、議決の有無のみの違いであり、実質的には変わらないと考える。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 議決があるということは、「公式にオーソライズされた」ということであるが、パブリックコメントは、あくまで「市長が決定する前の意見の聴取」であり、責任は全て市長にかかるということの違いがある。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 今後もパブリックコメントについての考え方は、整理する必要があると考える。
また、その他についても全体を見ながら検討していきたい。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 時間を超過したが、予定した項目まで議論を進められず申し訳ない。
- ・ 残った部分は、次回、精力的に議論させていただきたい。
- ・ 全体のスケジュールも、もう少しピッチを上げていきたいので、ご無理を申し上げることもあるかと思うが、「自治体の憲法」を作るという気概を持って、一緒に取り組んでいただきたい。
- ・ まずは、全体をとおして議論し、既に議論した項目も全体を見渡した上で、必要な部分は再度議論させていただきたい。
- ・ 次回は、残りの部分と改めて整理した部分をご検討いただきたいと考えている。
- ・ 当初、7 月上旬に全体会議を予定していたが、現状ではその段階にきていないので、少し延期させていただきたいと考える。(一同、了解)
- ・ 遅れた部分は、当初の予定に追加した形でお集まりいただくこともあるかもしれないことをご了解いただきたい。(一同、了解)

次回開催予定

日時：平成 19 年 6 月 28 日（木）午後 6 時 30 分～8 時 30 分

会場：上越市役所 第 1 庁舎 4 階 402、403 会議室

8 問合せ先

企画・地域振興部 企画政策課 自治推進室 TEL：025-526-5111(内線 1448、1449)

FAX：025-526-8363

E-mail：jichi@city.joetsu.lg.jp

9 その他

市役所本庁、南出張所、北出張所、各区総合事務所に備え付けてある会議資料（第 12 回会議資料）もあわせてご覧ください。